

# 特別養護老人ホーム入所ガイドライン

## 1. 目的

介護保険制度の導入により、要介護1以上であれば誰でも自由に特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）に入所申込できるようになったことから、予約的な申込が多くなり、入所申込者数が急増したため、真に入所の必要な方が直ちに入所できない状況となった。

この状況を改善するため、平成14年8月に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）の一部が改正され、入所申込者の介護の必要の程度および家族の状況等を勘案した上で、入所の必要性の高い方の優先的な入所（以下「優先入所」という。）に努めることとなった。

そこで、滋賀県内の特養において、入所の決定が公平かつ透明に行われるよう、優先入所の基準および手続き等について定めることとする。

## 2. 入所の申込

### (1) 入所申込者

要介護1から5までの認定を受けた者のうち、特養に入所することを希望する者とする。

### (2) 入所申込方法

入所の申込は、原則として入所を希望する本人が、「特別養護老人ホーム入所申込（変更届出）書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入するとともに必要書類を添付して、入所を希望する特養に提出することにより行う。

ただし、本人が申込書の記入・提出が困難な場合は、家族等が代行することができる。

### (3) 変更の届出

入所申込者は、申込後に、介護者の状況や本人の状況などに変更が生じた場合は、随時、申込書により変更の届出を行う。

なお、在宅サービスを利用している場合は、「サービス利用票」および「サービス利用票別表」の写しも併せて提出することとする。

また、要介護認定の更新時には必ず申込書により変更の届出（ただし、要介護度その他申込書に記入した事項に変更がない場合は、更新後の介護保険被保険者証の写しの提出をもって当該変更の届出とみなすことができる。）を行うこととし、この定期の変更の届出がない場合は、特養は、確認の上、辞退があったものとみなすことができる。

なお、申込後に、他の特養に入所が決定したなどの理由により、当該特養に入所する必要がなくなった場合は、入所申込者またはその家族等は、速やかにその旨を当該特養に連絡しなければならない。

### (4) 申込書の受理・調査

特養は、申込書を受理後、必要に応じて入所申込者および担当ケアマネジャー（病

院入院中の場合は、当該病院の医療ソーシャルワーカーや看護師)等に対して所要の調査を行うこととし、調査票については、それぞれの特養に適した様式を独自に作成することができる。

なお、入所申込者および担当ケアマネジャー等は特養が行う調査に協力する。

### 3. 入所の決定

#### (1) 優先基準

特養が、入所申込者の入所の必要性の高さを評価する基準は、別紙「優先基準」のとおりとし、原則として点数の高い順に優先的に入所を決定するものとする。

ただし、施設の適正運営を図る必要がある場合は調整することができる。

施設の適正運営を図るために入所者の平均要介護度を調整する場合

同性同室等のために入所者の性別を選択する必要がある場合

医療的な措置を必要とする入所者の数を調整する場合

その他の調整が必要な場合

#### (2) 入所検討委員会

特養は、入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、合議制により入所の決定を行うものとする。

メンバー

委員会は、施設長、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、介護支援専門員等の特養の各部門の職員と必要に応じて第三者委員により構成する。

なお、第三者委員には、地域代表の評議員、苦情解決の第三者委員、介護相談員等のほか、(社)認知症の人と家族の会や(社)社会福祉士会、(社)介護福祉士会等の団体と第三者委員派遣契約を締結することも考えられる。

開催方法・時期

委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回以上開催する。

ただし、新規の入所申込や変更届出等が全くない月は、委員会を開催しなくてもよい。

検討内容

優先基準に基づく入所申込者の優先順位の決定および上位者の入所決定を行うとともに、優先順位に従った入所申込者名簿(以下「名簿」という。)の作成・更新を行う。

議事録の保管

委員会は、協議の内容を議事録として記録し、2年間は保管する。

結果の開示

特養は、入所申込者、その家族または後見人から請求があった場合は、名簿のうち他の入所申込者に関する個人情報を除き、当該入所申込者の優先順位、全申込者の評価項目別点数および合計点数を開示するものとする。

#### (3) 情報提供

特養は、介護保険事業計画の策定のための実態調査等の目的により市町村または県から情報提供を求められた場合は、名簿のうち必要項目のみに限定したものを提出するものとする。

#### (4) 辞退者等の取扱い

特養は、入所決定後に、入所申込者の都合により辞退の申し出があった場合（介護認定の更新時に変更の届出がなく、施設が確認の上、辞退があったものとみなした場合を含む。）は、名簿から削除する。

なお、当該辞退者等が、その後の状況の変更等により再度入所申込を行う場合は、その時点の状況により入所の必要性の評価が行われるため、申込順のような不利益が生じることはない。

### 4．老人福祉法に基づく措置委託による入所

老人福祉法第11条第1項第2号の規定により市町村が行う措置委託の場合は、通常の入所決定の手続きを経ずに、施設長の判断により入所決定をすることができる。

（注）特養の措置：要介護状態にある高齢者等が家族から虐待されているなどの緊急保護を要する場合に、市町村が行政処分として特養に入所させる制度

### 5．ショートステイ床を利用した特別な理由による入所

#### (1) 措置委託

老人福祉法第11条第1項第2号の規定により市町村が行う措置委託の場合、特養が満床であっても、特養の定員5%（小数点以下第1位切り捨て。ただし、定員40人を超える場合は2人を限度とする。）までは併設のショートステイ床の空床を特養として利用することができる制度

#### (2) 特例利用

「厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正等について」に基づく特例利用の選考は、入所判定委員会が行う。

（注）特例利用：入所申込者の介護者が急に入院したなど、入所の緊急性の高い場合に、特養が満床であっても、特養の定員5%（小数点以下第1位切り捨て。ただし、定員40人を超える場合は2人を限度とする。）までは併設のショートステイ床の空床を特養として利用することができる制度

### 6．入所決定手続きに関する規程

特養は、このガイドラインに基づき、入所決定の手続きを規程に定め、その規程に沿った適正な入所決定を行うこととする。

### 7．施行期日等

#### (1) 平成15年1月15日制定分について

##### 経過措置

ガイドラインの施行までに既に入所申込を行った者については、経過措置として、優先基準の中に加算制度を設ける。

ただし、この経過措置は、平成17年1月14日まで適用するものとする。

##### ガイドラインの見直し

施行から1年を目途に所要の見直しを行う。

##### ガイドラインの施行

平成15年1月15日から施行する。

本格運用

ガイドラインに基づく入所は、平成15年4月1日から開始する。

**(2) 平成16年4月1日改正分について**

このガイドラインは、平成16年4月1日から施行する。

システムの準備、既申込者との調整に時日を要する等改正後のガイドラインを適用しないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合については、平成16年6月30日までの間、改正前のガイドラインによることができる。

このガイドラインの施行の前に入所申込みをした者については、改正後の様式による再度の申込みは必要としない。

**(3) このガイドラインは、平成19年8月20日から施行する。**

**(4) 平成24年6月7日改正分について**

このガイドラインは、平成24年7月1日から施行する。

システムの準備、既申込者との調整に時日を要する等改正後のガイドラインを適用しないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合については、平成24年9月30日までの間、改正前のガイドラインによることができる。

このガイドラインの施行の前に入所申込みをした者については、改正後の様式による再度の申込みは必要としない。